

**鹿児島県における教育機会の確保等の施策の充実に向けた
今後の方向性について
(最終とりまとめ)**

令和5年8月

鹿児島県教育機会確保の施策の在り方等に関する検討委員会

目次

はじめに	1
1 本県における教育機会の確保等に係るニーズと施策の現状	
(1) 義務教育段階の教育を十分に受けられなかった方の状況	2
(2) 義務教育段階の教育を十分に受けられていない方の状況	5
2 本県における教育機会の確保等に係る施策の充実に向けた基本的方向性	
(1) 教育機会の確保等に係る施策の一層の充実	7
(2) 県教育委員会と市町村教育委員会との適切な役割分担の下での連携	8
3 本県における夜間中学設置に向けた方向性	
(1) 夜間中学に求められる役割や機能等	10
(2) 設置の必要性	10
(3) 設置主体	12
(4) 設置場所	13
(5) 入学対象者	13
(6) 開校までのスケジュール	13
(7) オンラインの活用	14
＜別表1＞ 教育機会確保の施策の対象となり得る各市町村別の人数	15
＜別表2＞ 未就学の方及び最終卒業学校が小学校の方の状況	16

はじめに

- 義務教育は、憲法 26 条に規定する教育を受ける権利を保障するものとして位置付けられ、一人一人の国民の人格形成と国家・社会の形成者の育成という重要な役割を担うものである。他方、国の調査では、義務教育段階における不登校児童生徒数は年々増加してきており、また、戦後の混乱期の中で義務教育を修了できなかった方が多く存在することが明らかとなった。
- こうした背景から、平成 28 年 12 月に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「教育機会確保法」という。）が制定され、国及び地方公共団体は、不登校児童生徒等に対する義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等や、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等が義務付けられた。
- 特に夜間中学については、教育機会確保法や全ての都道府県・指定都市に少なくとも 1 校は夜間中学が設置されるよう促進するとして閣議決定等を踏まえ、政府は、各教育委員会に対し、夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進を図るよう求めている。
- こうした中、本県においても、義務教育未修了の方は全ての市町村に存在し、義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成 28 年度に 1,715 人であったのが、令和 3 年度には 2,986 人と年々増加している。また、令和 2 年国勢調査の結果から、戦後の混乱期に学齢児童生徒であったと考えられる未就学及び最終卒業学校が小学校の 80 歳以上の方は 16,228 人であった。さらに、令和 4 年 7 月に県教育委員会及び市町村教育委員会が共同で実施した夜間中学に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）では、「夜間中学に通ってみたい」との回答が 136 件あった。
- このような本県の現状や教育機会確保法の趣旨も踏まえつつ、夜間中学の在り方を含む本県における義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する施策の在り方等について検討を行うため、令和 4 年 11 月に本検討委員会を設置し、令和 5 年 2 月に中間とりまとめを行うなど、これまで 6 回にわたり協議を重ね、今般、合意が得られた事項等に関し、最終とりまとめを行うこととした。本とりまとめに示した方向性を踏まえ、本県における教育機会の確保等の施策がさらに充実していくことを期待したい。

1 本県における教育機会の確保等に係るニーズと施策の現状

(1) 義務教育段階の教育を十分に受けられなかった方の状況

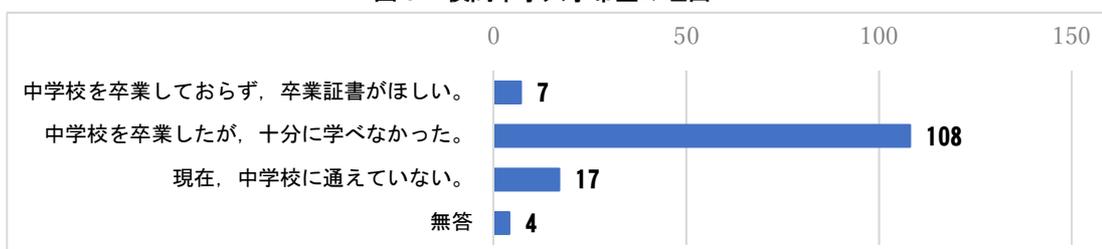
ア 教育機会の確保等に係るニーズの状況に関連するデータ等

(義務教育未修了の方)

○ 令和2年国勢調査時点で、本県における未就学の方は1,307人、最終卒業学校が小学校の方は16,671人、合計で17,978人となっており、義務教育未修了の方は、全ての市町村に存在する[別表1]。そのうち、戦後の混乱期(昭和25年頃まで)に学齢児童生徒であったと考えられる80歳以上の方の数は16,228人となっており、総数の約9割を占める[別表2]。

○ また、ニーズ調査では、「中学校を卒業しておらず、卒業証書がほしい。」ことを理由に夜間中学への入学を希望する方は、7人であった[図1]。居住地毎に見ると、県内広域に夜間中学への入学を希望する方が存在する。[別表1]

図1 夜間中学入学希望の理由



(ニーズ調査から：令和4年7月実施)

○ 本県における義務教育未修了数から推察すると、ニーズ調査の結果以上に、実際には、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等(以下「教育機会の確保等」という。)の施策の充実に係る潜在的なニーズが存在するものと考えられる。

(不登校等により十分な教育を受けられないまま卒業した方(形式卒業の方))

○ 国の調査では、義務教育段階の不登校児童生徒数は増加してきており、本県における、平成28年度に小学校307人、中学校1,408人、合計1,715人だったのが、令和3年度には、小学校833人、中学校2,153人、合計2,986人となっている[表1, 図2]。

表1 不登校登校児童生徒数の推移

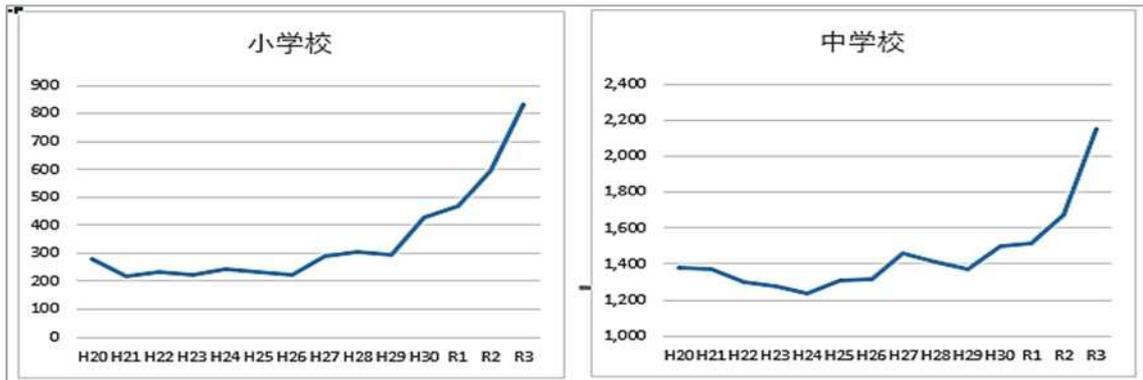
(単位:人)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	279	219	235	223	244	234	225	289	307	294	427	466	595	833
中学校	1,378	1,371	1,297	1,275	1,235	1,311	1,317	1,458	1,408	1,369	1,496	1,511	1,671	2,153
計	1,657	1,590	1,532	1,498	1,479	1,545	1,542	1,747	1,715	1,663	1,923	1,977	2,266	2,986

(令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査から)

図2 不登校児童生徒数の推移

(単位:人)



(令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査から)

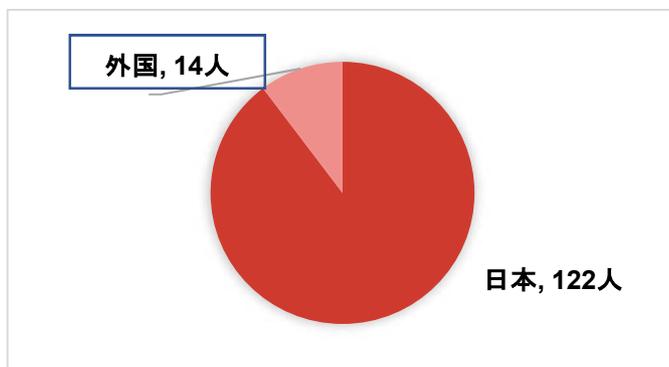
- さらに、令和2年国勢調査において、本県における79歳以下の義務教育未修了の方の数は1,750人であったが[別表2]、日本の義務教育制度上、そのほとんどが形式卒業の方であると考えられる。
- このほか、中学校卒業後の進路状況を見ると、令和4年度時点で、進学や就職等をしていない中学校卒業生徒数は73人となっており、また、高校進学後、学校生活・学業不適応を理由に中途退学した生徒数は、令和3年度時点で、41人となっている(進路変更等を除く。)。こうした方は、義務教育段階において必要な学習機会を得られていない可能性も考えられる。
- ニーズ調査では、夜間中学へ入学を希望する方のうち、約8割(108人)が、「中学校を卒業したが、十分に学べなかった。」と答えた方である[図1]。
- このような現状を踏まえれば、不登校児童生徒を減少させることはもとより、こうした方に対する教育機会の確保等に係る施策も充実させなければ、義務教育段階の学び直しの機会を求める形式卒業の方が今後も増加していくことが懸念される。

(本国で日本の義務教育相当の教育を受けられなかった外国籍の方)

- 国の調査では、令和4年6月時点で、本県における在留外国人の数は13,064人となっており[別表1]、他県と比べて少ない。
そのうち、技能実習の方の割合が約4割(5,261人)を越えており、永住者(2,450人)、特定技能(1,203人)、技術・人文知識・国際業務(837人)、留学(782人)、日本人の配偶者等(674人)などの在留資格をもつ方が存在する。また、外国籍の方のうち、108人が義務教育未修了の方であった[別表2]。

- ニーズ調査では、夜間中学へ入学を希望する方 136 人のうち、外国出身の方は 14 人おり、全体の 1 割程度となっている [図 3]。また、そのうち 9 人は、日本語の習得を目的としている [図 4]。

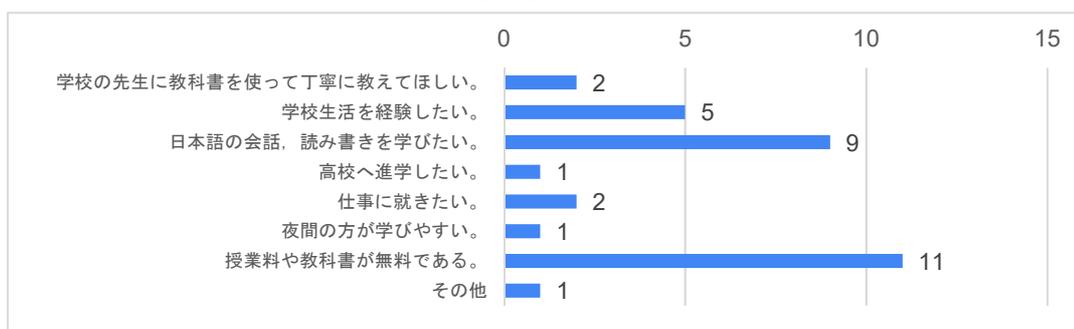
図 3 夜間中学入学希望者の出身国



(ニーズ調査から：令和4年7月実施)

図 4 外国出身者の夜間中学入学希望理由

(単位：人)



(ニーズ調査から：令和4年7月実施)

- 前述の在留資格から、本国において、義務教育段階の学習を修了してきた方が多いものと考えられる。

このような現状を踏まえれば、在留外国人の方に対する支援に当たっては、そのニーズや規模等を考慮した上で、適切な手段を検討する必要がある。

イ 現在実施されている教育機会の確保等の施策の状況

(県教育委員会による取組)

- かがしま県民大学中央センターでは、令和4年度、市町村と連携しながら県内 13 市町村で 28 の生涯学習講座を開設しているほか、県内市町村の生涯学習講座の企画・立案、技術支援を実施している。
- また、定時制・通信制高校において、多様な年齢層の生徒受入れ等を実施している（開陽高校（鹿児島市）、奄美高校（奄美市））。このほか、公立高校において、授業や授業外で中学校の学習内容を復習する場を設け、学習内容の学び直しを行っている学校もある。

(市町村教育委員会による取組)

- 各市町村教育委員会では、様々な生涯学習講座等（令和3年度1,977講座）を開設している。その中には、義務教育段階の教科等の学びを取り入れた講座もある。さらに、義務教育段階の学びを十分に受けられなかった方に対し、その学び直しの機会を提供する取組を行っている市町村もある。

（例）肝付町教育委員会：寺子屋きもつき
志布志市教育委員会：高齢者学びの会

- ニーズ調査及び中間とりまとめの内容を受けて、7市町村が、義務教育段階の教科等の内容を取り入れた生涯学習講座開設を検討し、9市町村が、現在実施している生涯学習講座に義務教育段階の教科の内容を取り入れることを検討している。また、現在、学齢期の児童生徒を対象としている市町村主体の学習塾（学習支援）等に学齢期を経過した方も対象とするといった新たな取組を検討している市町村もある。

(その他民間団体等による取組)

- 民間団体等においても、放送大学や民間通信教育講座、日本語学校等、様々な学習機会が存在している。また、無料動画サイト等にも学習コンテンツが数多く掲載されている。

(2) 義務教育段階の教育を十分に受けられていない方の状況

ア 教育機会の確保等に係るニーズの状況に関連するデータ等

- 国の調査では、義務教育段階の不登校児童生徒数は増加してきており、平成28年度に小学校307人、中学校1,408人、合計1,715人だったのが、令和3年度には、小学校833人、中学校2,153人、合計2,986人となっている（再掲）。

- また、県教育委員会の調査では、令和4年9月時点で、386人の児童生徒が教育支援センターで、171人がフリースクール等で相談・指導を受けているが、どこの支援等も受けられていない児童生徒も多く存在する [表2]。

表2 不登校児童生徒に対する学習機会の場 (単位:人)

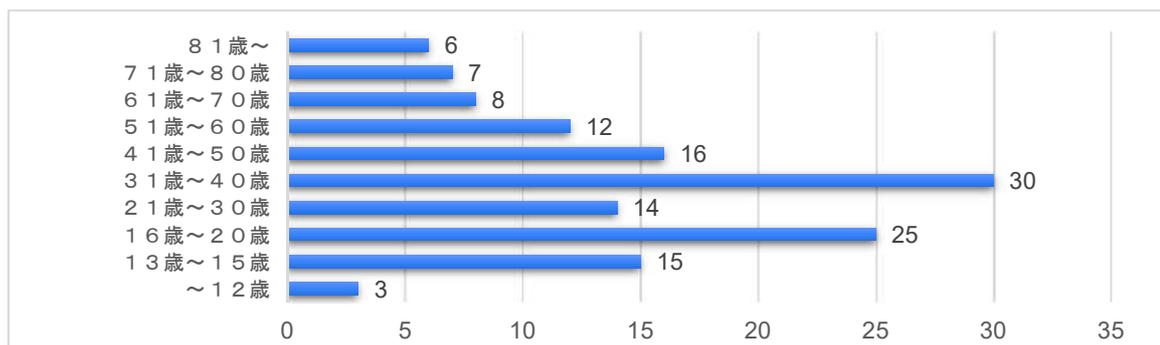
	小学校	中学校	計
教育支援センター	58人	328人	386人
民間団体、民間施設（フリースクール等）	84人	87人	171人
合計	142人	415人	557人

(令和4年度 長期欠席児童生徒の状況調査から)

- ニーズ調査では、夜間中学への入学を希望する15歳以下の方は、18人である（うち15人が学齢期の児童生徒と推察される。） [図5]。その中には、起立性調節障害であることを理由に、「夕方しか起きられない。」、「午前中は難しい。」といった意見もあった。

図5 夜間中学入学希望者の年齢層

(単位:人)



(ニーズ調査から:令和4年7月実施)

イ 現在実施されている教育機会の確保等の施策の状況

- 令和4年度時点で、24市町村が教育支援センターを設置しており、12市町村がフリースクール等と連携した児童生徒への支援を行っている。
- また、登校しても教室に入れない児童生徒がいる学校のうち、当該生徒に対し、校内の別室を活用した学習支援等のための取組を行っている学校は、小学校で約83%、中学校で約92%となっている。
- ニーズ調査の結果を受けて、20市町村においては教育支援センターの設置・充実等について、16市町村においては校内の別室を活用した取組の充実について、14市町村においてはフリースクールとの連携の充実について検討することとしている。

2 本県における教育機会の確保等に係る施策の充実に向けた基本的方向性

(1) 教育機会の確保等に係る施策の一層の充実

- ニーズ調査の結果から判明したことは、本県にも、夜間中学をはじめとする教育機会の確保等に係るニーズは確実にあるということである。ニーズ調査で寄せられた 387 件の回答と、夜間中学への入学を希望する 136 件の回答がその何よりの証左である。
- また、ニーズ調査結果による夜間中学への入学希望の方の数と国の調査等による義務教育未修了者の数との間に大きな差が見られたことや、ニーズ調査において、民生委員やフリースクール関係者など夜間中学へ入学を希望する可能性のある方と接触する機会が多いと思われる方々を通じた回答数と、はがき・インターネット等による回答数に大きな差が見られたこと等から、夜間中学が存在しない本県においては、その具体的なイメージが湧きづらいこと、さらに、教育機会の確保等に係るニーズを有する方の中には、自ら声を上げることができない方も多く存在すること等が考えられる。
- これらのことを踏まえれば、教育機会の確保等に係る施策の企画立案に当たっては、まずは試行し、検証作業等を通じてよりよいものにしていくという考え方を持つことも重要である。また、こうした施策を充実させること自体が施策の広報的な役割を果たし、自らニーズを表明しづらい方等の潜在的なニーズを顕在化させることにもつながるという考え方を持つ必要がある。
- 潜在的なニーズを顕在化させるためには、各市町村教育委員会の取組としては、ニーズ調査における入学希望者の多寡に関わらず、教育機会の確保等に関する理解を深めるための広報活動、義務教育段階の学び直しをしたいと考えている方々に向けた学習支援や教材の提供、相談体制の整備の推進等が求められる。
- 例えば、市町村教育委員会によっては、義務教育段階の学習内容と関連した生涯学習講座や学齢期の児童生徒を対象とした学習塾（学習支援）等の対象者の範囲を拡げるなど、多様なニーズに応える新たな取組も生まれつつある。教育機会確保施策の一層の充実のために、各市町村教育委員会においても、ニーズに応じた取組を進めていくことが考えられる。
- また、不登校児童生徒数が増加している中で、そのうちの多くの方が、十分な教育を受けられないまま卒業してしまう可能性があることや、ニーズ調査で

現在不登校状態にある児童生徒から夜間中学への入学を希望したい旨の回答があったこと等を踏まえれば、学齢段階の不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に係る施策についても、充実させていくべきである。

- このため、各市町村教育委員会は、教育相談窓口の周知や校内の別室を活用した支援、教育支援センターの設置、フリースクール等と連携した取組などの教育機会の確保等に係る施策の充実に向けて、ステージを上げて取り組んでいくことが求められる。

(2) 県教育委員会と市町村教育委員会との適切な役割分担の下での連携

- 本県は、2つの半島や多くの離島からなる広大な県土を有しており、県内全域で教育機会を実質的に保障するためには、県教育委員会と市町村教育委員会との適切な役割分担の下、十分な連携を図りながら、施策を充実させていくことが重要である。
- 県と市町村との役割について、地方自治法や学校教育法等の関係法令においては、市町村は、住民に最も身近で基礎的な地方公共団体として、住民の日常生活に直結する事務処理を幅広く包括的にその任務とするとされている。また、教育機会の確保等に係る施策の充実を希望する方の年齢層やその求める具体的な学習内容・学習形態等は異なること等から、教育機会の確保等に係る施策の企画立案等（例：義務教育段階の学び直しに係る生涯学習講座や学齢期の不登校児童生徒に対する学習保障、日本語の読み書きのための学習支援、夜間中学の設置など）について、基本的には、住民のニーズを踏まえつつ、必要に応じて関係部局とも連携しながら各市町村が行うことが望まれる。
- 特に、学齢期にある児童生徒への教育機会の確保等に係る施策については、学校教育法において、学齢期の児童生徒を就学させるに必要な義務教育諸学校の設置義務等を市町村に課している趣旨等に鑑みれば、市町村教育委員会において推進すべきものである。
- 一方、都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる事務やその規模又は性質において一般の市町村が処理することが困難な事務等を行うこととされている。こうした広域行政としての立場を踏まえ、県教育委員会においては、教育機会の確保等が県内全域で図られるようリーダーシップを発揮することが重要であり、各市町村教育委員会に対する指導・助言を行うほか、県内外の優良事例の提供等の必要な援助を行うべきである。また、他県の先進事例も踏まえつつ、効率性・効果性の観点等から単独の市町村

が対応するより県が実施した方が適当であると判断される事業等については、県教育委員会が必要な対応等を行っていくべきである。

- こうした前提に立ち、市町村教育委員会においては、教育機会の確保等に係る施策（義務教育を受けられなかった方への学び直しの機会の確保や不登校児童生徒への支援等）の充実を図るとともに、県教育委員会においては、優良事例や情報技術の紹介等の支援を行っていくべきである。

3 本県における夜間中学設置に向けた方向性

(1) 夜間中学に求められる役割や機能等

- 夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和 20 年代初頭に中学校に付設された学級である。

また、夜間中学は、以下のとおり、学校教育法等に位置付けられる正規の中学校である。

- ① 週 5 日間、授業がある。
 - ② 学習指導要領に則り（※）、教育活動が行われる（全ての教科等や特別活動（修学旅行や運動会、文化祭等）等）。
 - ③ 教員免許を持った教員による指導が行われる。
 - ④ 授業料は無償であり、無償で配布された教科書に基づき指導が行われる。
 - ⑤ 必要な施設整備の基準を満たした施設で教育活動が行われる。
- ※ 夜間中学については、学校長の判断により、特別な教育課程を編成することが可能。

- 昨今では、

- ① 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方
 - ② 不登校などの事情から実質的に教育を受けられないまま学校の配慮などにより卒業した方
 - ③ 本国で日本の義務教育に相当する普通教育を十分に受けられなかった外国籍の方
- などの義務教育を受ける機会を実質的に保障するため、様々な役割が期待されている。（※）

※ 夜間など通常の公立中学校と異なる時間帯に授業を行う夜間中学については、学齢期を経過した方を入学対象とすることが可能である。

- 夜間中学については、平成 28 年 12 月に成立した教育機会確保法により、義務教育を十分に受けられなかった方に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他必要な措置を講じることが、全ての地方公共団体に義務付けられている。また、政府は各教育委員会に対し、教育機会確保法や全ての都道府県・指定都市に少なくとも 1 校は夜間中学が設置されるよう促進するとして閣議決定等を踏まえ、夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進を図るよう取組を求めている。

(2) 設置の必要性

- ニーズ調査では、全体で 387 件の回答が寄せられ、そのうち、「夜間中学に通ってみたい」との回答は 136 件あったが、その回答を詳細に見ると、夜間中学以外でも代替可能と思われるニーズ（「日本語を学びたい。」「つながりが欲しい。」）や夜間中学以外の学びの場を求めるニーズ（「毎日通うことは難しいので週 1 日程度だけ学びたい。」「オンラインだけで学びたい。」）も見られた。

- これらのニーズは、夜間中学以外の施策で対応可能なものであり、例えば、「日本語だけを学びたい。」といったニーズに対しては識字教室や日本語学校等で、また、「つながりが欲しい。」又は「週1日程度だけ学びたい。」といったニーズに対しては、生涯学習講座や自主夜間中学等のボランティアの枠組み等でも対応可能であると考えられる。
- 一方で、夜間中学への入学を希望する方（136人）の中には「学校生活を経験したい（36人）（約26%）」、「学校の先生に教科書を使って教えて欲しい（35人）（約26%）」など、「学校ならではの」の機能に着目した回答も多くあった。これは、夜間中学に通うことにより、失われた学校生活を取り戻すことで自らの人生を取り戻したいという思いの現れと見ることができる。このほか、「高校へ進学したい（18人）（約13%）」、「仕事に就きたい（20人）（約15%）」など、明確な目的意識に基づき、確実な学習機会の保障を希望する方もいた。
- こうしたニーズは、学校教育法に位置付けられる正規の中学校である、夜間中学に通うことでしか満たされない、切実な思いとして受け止めるべきである。ニーズ調査で見られたニーズとそれに対する支援策について整理すると、例えば、以下のとおりである。

義務教育段階の学び直し施策に係るニーズと対応策について（整理）

支援を要する方の例	想定されるニーズ	対応策の例
○義務教育未修了の方 ※主に80歳以上。夜間である必要なし。	居場所づくりや仲間づくりをしたい。	○生涯学習講座 ○サークル、同好会等
○不登校により中学校で十分な教育を受けられなかった形式卒業の方 ※就労の有無や学習程度でニーズに差あり。	（コストをあまりかけずに）日本語の会話、読み書きを学びたい。	○生涯学習講座（日本語教室） ○日本語学校 ○国際交流団体等による支援
○本国で日本の義務教育段階に相当する教育を受けていない外国籍の方 ※本国で教育を受けた方は夜間中学の対象外。	週5日は学べないので、週1、2日程度で通いたい。	○生涯学習講座 ○サークル、同好会等
○本国で日本の義務教育段階に相当する教育を受けていない外国籍の方 ※本国で教育を受けた方は夜間中学の対象外。	病気や仕事、人の目が気になる等により夕方から夜間の時間に学びたい	○生涯学習講座（開設時間の工夫） （○夜間中学、定時制高校）
○義務教育を修了したが、趣味・教養の一環として学び直したい方 ※夜間中学は対象外。	失われた学校生活を取り戻したい。学校生活を経験したい。 （学級での生活や修学旅行、運動会等）	○夜間中学（ <u>学校生活</u> ） ○定時制高校
○義務教育を修了したが、趣味・教養の一環として学び直したい方 ※夜間中学は対象外。	キャリアアップのため、義務教育段階の基礎から遡って体系的に学び直したい。 （高校進学や就職等）	○夜間中学（ <u>体系的な学び直し</u> ） ○定時制高校（卒業資格）

- ニーズ調査の結果から、夜間中学でない施策でも対応できるニーズを有する方がいる一方で、夜間中学でなければ対応できないニーズを有する方が一定数以上いることは明らかになったと評価すべきであり、本県においても夜間中学を設置すべきである。

- これにより、夜間中学を設置すること自体が広報的な役割を果たすとの認識の下、本県における教育機会の確保等に関するニーズの顕在化や多様なニーズの実態把握、夜間中学に関する設置運営のノウハウの蓄積等が図られると考えられる。

(3) 設置主体

- 夜間中学の設置主体に係る考え方については、「2(2)県教育委員会と市町村教育委員会との適切な役割分担の下での連携」で整理したとおりであるが、夜間中学の設置など教育機会の確保等に係る施策の企画立案等については、基本的には、住民のニーズを踏まえつつ、必要に応じて福祉部局とも連携しながら各市町村教育委員会が行うことが望ましい。

- しかし、検討委員会における協議の中で、以下のような意見があり、現段階では、各市町村教育委員会において夜間中学の開設について踏み出せない状況にある。

- ① 入学希望のニーズに不透明な部分があり、開校しても生徒が集まらない可能性もある中で、検討を進めづらい。
- ② 広域的な受入れができない場合、生徒数の減少等により将来にわたって安定的な学校運営ができなくなる恐れがある。
- ③ 市町村が設置した場合、他市町村からの入学希望生徒を受入れるための調整に時間等を要する。
- ④ 市町村には夜間課程を運営するためのノウハウや施設がない。

- 一方、特にニーズが不透明な状況にあっては、以下の理由から、県が設置した方が効率的・効果的であると考えられる。

- ① 広域での生徒受入れが可能であることから、一定数の生徒数の確保が見込まれ、十分な教職員配置が可能となるとともに、閉校等のリスクが少ないこと。
- ② 他自治体との調整等を行うことなく広域での生徒受入れが可能であることから、早期の夜間中学設置を求めるニーズに対し、スピード感をもった対応ができること。
- ③ 視察や他自治体からの聞き取り等を通して蓄積された夜間中学に関する知見や人的ネットワーク等を基に、円滑に具体的な検討へと移ることができること。
- ④ 定時制高校の設置管理を行う中で、夜間課程運営のノウハウ等を有していること。

- これらのことを踏まえると、まずは県がモデル的に1校、設置すべきである。その上で、県は、夜間中学に関するニーズがある市町村（近隣の市町村で共同で設置することを含む。）に対し、夜間中学設置に係るノウハウを提供すべきである。

(4) 設置場所

- 入学対象者の居住地別人数，交通の利便性等を総合的に考え，夜間中学は，鹿児島市内に設置されることが望ましい。
- 他県の夜間中学では，自転車，バイク，バス，電車，自家用車など様々な手段で通学できるように，駅やバス停，インターチェンジの近くに設置されていることが多い。また，夜間中学の終了時刻（21時頃）にも公共交通機関が運行されていることが望ましい。
- 2つの半島と多くの離島からなる広大な県土を有する本県においては，希望者が夜間中学に通いたくても通えない状況も予想されるが，現行制度上では，複数の学校や教室を接続して行う遠隔授業については，配信先の教室整備や教員確保等の課題がある。そのため，今後は，夜間中学を運営していく中で，ニーズに応じて，遠隔授業以外のオンラインの活用による教育機会の確保も検討する必要がある。

(5) 入学対象者

- 夜間中学の入学対象者は，鹿児島県在住の方で，戦後の混乱期等で義務教育未修了の方，形式卒業の方，本国で日本の義務教育相当の教育を受けられなかった外国籍の方等，様々な理由から義務教育段階の学びを十分に受けられなかった学齢期を経過した方を対象とすることが望ましい。
- 学齢生徒の受け入れに関しては，夜間に通学する場合の安全性の観点に加え，夜間中学のカリキュラムでは制度上，義務教育段階の課程を修了したことにならないこと等を踏まえると，入学対象外とすることが望ましい。
- なお，2(2)に示したように，学齢期で不登校等の理由により義務教育段階の教育を十分受けられていない児童生徒については，各市町村において，別室登校における対応や教育支援センターの拡充，フリースクールとの連携促進，不登校特例校の設置等の施策の充実を図るものと考えられる。

(6) 開校までのスケジュール

- 夜間中学でなければ対応できないニーズを有する方が一定数以上いることが明らかとなり，ニーズ調査の自由記述にも，一刻も早く夜間中学設置を求める意見が多かったことを踏まえると，夜間中学については，既存の施設の活用等により，できるだけ早期に設置することが求められる。
- 詳細な開校時期については，設置場所における施設の課題等もあるため，設置主体において，速やかに検討することが求められる。

(7) オンラインの活用

- 学齢生徒が通う中学校と同様，夜間中学においても，まずは，対面により生徒に向き合い，生徒のニーズに対応することに注力すべきである。一方，本県の地理的要因などを考えると，遠方の居住により通えない場合や仕事等の理由により欠席する場合，授業動画を配信することは，学習機会の確保や生徒の意欲を継続させるための方策の一つとなると考えられる。

- また，本県と他県の夜間中学等とをオンラインで接続し，交流をする機会を設けることは，生徒の学習意欲の向上やニーズとして求められた「つながり」を得ることに資する観点からも，積極的な活用が求められる。

＜教育機会確保の施策の対象となり得る各市町村別の人数＞

教育委員会	令和2年国勢調査			在留外国人 統計 (令和4年6月)	夜間中学に関する ニーズ調査 (令和4年7・8月)
	最終学校が 小学校の方	未就学の方	合計	在留外国人	ニーズ調査 入学希望者
鹿児島県	16,671	1,307	17,978	13,064	136
鹿児島市	2,545	195	2,740	3,511	33
日置市	466	145	611	369	1
いちき串木野市	223	13	236	256	0
三島村	11	2	13	0	0
十島村	26	0	26	0	1
枕崎市	345	19	364	383	0
指宿市	775	35	810	439	1
南さつま市	491	75	566	258	1
南九州市	581	31	612	496	0
阿久根市	458	31	489	139	12
出水市	586	27	613	858	2
薩摩川内市	1,115	82	1,197	592	4
さつま町	337	23	360	433	0
長島町	238	6	244	87	0
霧島市	1,008	84	1,092	943	2
伊佐市	468	25	493	186	0
始良市	390	40	430	515	0
湧水町	230	34	264	88	0
鹿屋市	1,119	65	1,184	820	29
垂水市	308	12	320	299	4
曾於市	871	40	911	415	1
志布志市	533	26	559	531	6
大崎町	233	30	263	363	3
東串良町	72	9	81	153	5
錦江町	166	4	170	79	3
南大隅町	113	0	113	24	2
肝付町	232	11	243	92	14
西之表市	194	29	223	79	0
中種子町	60	8	68	27	0
南種子町	65	0	65	16	0
屋久島町	164	7	171	118	2
奄美市	634	120	754	123	2
大和村	80	0	80	0	0
宇検村	57	0	57	0	1
瀬戸内町	199	14	213	15	1
龍郷町	188	14	202	24	0
喜界町	180	8	188	46	0
徳之島町	236	9	245	46	0
天城町	120	9	129	33	0
伊仙町	158	5	163	27	0
和泊町	95	4	99	87	0
知名町	150	9	159	57	4
与論町	151	7	158	11	0
未定・不詳				26	2

17,978人

108人

○ 未就学の方及び最終卒業学校が小学校の方の状況（年齢別、日本人・外国人別）
（令和2年国勢調査から）

鹿児島県	未就学の方（※1）				最終卒業学校が小学校の方（※2）			
	総数 （人）	日本人 （人）	外国人 （人）	総数に占める 外国人の割合 （%）	総数 （人）	日本人 （人）	外国人 （人）	総数に占める 外国人の割合 （%）
総数	1,307	1,278	29	2.2	16,671	16,591	79	0.5
15～19歳	15	13	2	13.3	1	1	0	0
20～24歳	25	15	10	40.0	22	9	13	59.1
25～29歳	32	29	3	9.4	16	6	10	62.5
30～34歳	41	37	4	9.8	18	8	10	55.6
35～39歳	43	40	3	7.0	10	9	1	10.0
40～44歳	27	26	1	3.7	35	27	8	22.9
45～49歳	36	34	2	5.6	28	22	6	21.4
50～54歳	43	42	1	2.3	30	22	8	26.7
55～59歳	69	67	2	2.9	42	36	6	14.3
60～64歳	96	95	1	1.0	84	81	3	3.6
65～69歳	120	120	0	0	146	142	4	2.7
70～74歳	123	123	0	0	168	165	3	1.8
75～79歳	96	96	0	0	384	382	2	0.5
80～84歳	158	158	0	0	1,391	1,390	1	0.1
85～89歳	181	181	0	0	5,755	5,751	3	0.1
90～94歳	130	130	0	0	5,644	5,643	1	0
95歳以上	72	72	0	0	2,897	2,897	0	0

※1：「未就学の方」の定義：小学校にも中学校にも在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

※2：「最終卒業学校が小学校の方」の定義：小学校のみ卒業した人又は中学校を中退した人

16,228人

- 未就学の方及び最終卒業学校が小学校の方の総数 17,978人
○ うち、80歳以上の方 16,228人
 $16,228 \div 17,978 \approx 90.3\%$